

月次総会議事録

令和5年（第6回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年6月27日（火）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史		

現地調査（東地区）

6月20日（火） 午前9時30分から
馬田会長、井郷総務委員長、坂田委員、藤田委員 事務局3名

現地調査（西地区）

6月20日（火） 午後1時10分から
馬田会長、井郷総務委員長、堀本委員、原委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第6回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、17番 佐伯 眞究委員、2番 堀本 孝委員、両名よろしくお願いたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第53号を議題といたします。
議案第53号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[]
[] さんから、[] さんへ。新設農家。

2 志方町志方町 []、[] 平米。[] さんから、
[] さんへ。

3 志方町上富木 []、[] 平米。[] さんから、[]
さんへ。

4 志方町横大路 []、[] 平米 外2筆、計 [] 平
米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、1番、4番の案件については、新設農家となっており、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、1番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号3番 藤田です。6月20日火曜日 午前11時15分より、馬田会長、井郷総務委員長と私、事務局3名の合計6名で、議案第53号1番の譲受人である■■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

申請地は■■■■■さんの自宅に隣接した畑で、祖母から■■■■■さんに遺贈するため、農地法第3条の申請をされました。農業を始められたのは祖母が亡くなられてからで、10年程の年数になるそうです。この夏はピーマンやししとう、ナスなどを栽培し、冬には大根やニンジンや白菜などを作る予定にされています。収穫した野菜は自宅で食べたり、近所へ分けていると伺いました。

農機具としては、草刈機のほか、祖父や近所の方から譲り受けた耕うん機を修理しながら使用されており、自宅倉庫で保管しているそうです。作物に与える水は、水路はあるものの井戸水を活用されているとのことでした。また、近隣は住宅が多くあるため、防草シートを活用するなど、害虫発生で迷惑をかけないように工夫されているようです。場合によっては、鳥類による被害も考えられるため、ご近所でトラブルが発生しないよう、配慮ながら農業をしてほしいとお伝えしました。

申請地の畑作のほか、地域の活動にも参加するようお願いしています。自宅の隣に農地があるため、休みの日はすぐに畑で作業が出来ると話される様子から、申請者の生活に溶け込んだもので、無理なく農業を続けていただけそうだと感じました。

農家としては新設になりますが、地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続いて、4番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。6月20日火曜日 午後3時40分より、馬田

会長、井郷総務委員長と私、事務局3名の合計6名で、議案第53号4番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは、譲渡人の甥にあたります。■■■■さんは志方町で生まれ育ち、幼少のころから叔父が農業に取り組む様子を間近で接してきたそうです。故郷である志方町で今後も生活していきたいと思っていたところ、跡継ぎのない叔父から農地を引き継いでほしいとの要望があり、今回の申請に至ったと伺いました。

農業の経験年数が農業として叔父の手伝いをするようになった期間とすれば、3年程だとおっしゃっていましたが、物心ついたころから、水稻収穫後に藁を集めたり干したりといった作業や、種まきなども体験されてきたそうです。

農業には労力だけでなく、様々な農機具が必要です。叔父は長年の経験もあり、農作業に必要な機器も揃っていることから、農機具を借り、一緒に体を動かしながら農業を学んでいきたいと話されていました。また、一軒の農家として農業をしていくということで、農会にも加入され、水利組合、営農組合にも連絡調整されています。

作付計画の中心は水稻、品種はにこまるで、自家消費の分を確保しながら、余剰となるものは叔父がしている販売へも回される予定です。農業をしながらの生活に馴染んでくれば少しずつ規模を拡大し、農業を引き継いでいければ、ともおっしゃっていました。志方で農業に取り組み、地域に根を張って生活していただければ幸いです。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第53号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第53号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第53号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第54号を議題といたします。

議案第54号の15件については、5月11日から6月12日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第55号を議題といたします。

議案第55号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町神吉■■■■■■、■■■■■平米。■■■■■■さん。賃貸無蓋駐車場用地、始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第55号の1番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は宅地。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が雑種地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第55号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第55号について、許可相当の意見書を

添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第55号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第56号を議題といたします。
議案第56号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。
恐れ入りますが、議案書の修正がございます。4番、上荘町見土呂の案件につきまして、6月22日付で取下願が提出されましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。分家住宅用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定。

2 神野町福留一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。集落地区計画区域。使用貸借権設定。

3 八幡町野村■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。賃貸露天資材置場用地、賃貸露天駐車場用地。始末書添付。

議案書8ページをご覧ください。

5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。分家住宅用地。建築許可申請併願、使用貸借権設定。

6 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、一般社団法人■■■■へ。露天駐車場用地。

7 志方町西牧■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3～4ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

坂田委員 議席番号4番 坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、藤田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第56号の1番。申請の土地の位置は大野の東、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が分筆田、西が田、南が水路・道路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第56号の3番。申請の土地の位置は野村の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が河川、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醍推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月15日、調査者は、坂田委員、石見推進委員と私の3名で実施しました。

議案第56号の2番。申請の土地の位置は福留の西、現況は畑。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番から7番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第56号の5番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が分筆田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第56号の6番。申請の土地の位置は出河原の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、磯野推進委員でした。

次に、議案第56号の7番。申請の土地の位置は西牧の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路、北が水路となっており、隣

接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、山本委員、北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第56号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。3番の八幡町の案件ですが、権利設定の内容と、■さんの国籍の確認をお願いしたいと思います。

議長 事務局よろしいですか。

事務局 まず、国籍については確認できていません。

事務局長 補足説明させていただきます。転用目的は賃貸露天資材置場用地・駐車場用地ということで、この土地自体は所有権移転で、■さんが法人の代表をしている会社に賃貸で貸すというものです。以上です。

藤本委員 5条なので問題ないと思います。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ほかにご意見がないようですので、議案第56号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第56号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第57号を議題といたします。

議案第57号の8件については、5月11日から6月12日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第58号を議題といたします。

議案第58号の9件については、5月11日から6月12日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議

案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第59号を議題といたします。
議案第59号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第59号 非農地証明願承認のこと。

- 1 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和45年頃。
- 2 平荘町上原■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和55年10月頃。
- 3 志方町永室■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和43年頃。

全ての案件について定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号3番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、坂田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第59号の1番。申請の土地の位置は下村の西、申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醍推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

5年6月20日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、堀本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第59号の2番。申請の土地の位置は上原の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

次に、議案第59号の3番。申請の土地の位置は永室の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、山本委員、北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第59号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第59号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第59号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時58分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年6月27日

署名委員 (17番)

署名委員 (2番)